

鳥取県食品衛生協会補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県食品衛生協会補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、一般社団法人鳥取県食品衛生協会（以下「協会」という。）の事業活動に対し、本市と鳥取県が協調して協会を支援することにより、食品衛生の普及・向上を図ることを目的とする。

(補助金の交付)

第3条 前条の目的の達成に資するため、別表の第1欄に掲げる事業（以下「補助対象事業」という。）を行う協会に対し、予算の範囲内で本補助金を交付する。

- 2 本補助金の額は、補助対象事業に要する別表の第2欄に掲げるそれぞれの経費（以下「補助対象経費」という。）の額（仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額をいう。以下同じ。）を除く。）に、同表の第3欄に定める率（以下「補助率」という。）を乗じて得た額に、鳥取市の国勢調査人口を鳥取県の国勢調査人口で除して得た数を乗じて得た額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを四捨五入する。）を合計した額以下とする。
- 3 前項における国勢調査人口とは、当該事業年度の直近において官報で公示された国勢調査の結果による人口とする。

(補助金の交付申請)

- 第4条 本補助金の交付申請は、事業開始の20日前までに行わなければならない。ただし、年度当初から事業開始するものについては、事業実施年度の4月10日までに提出するものとする。
- 2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、様式第1号及び様式第2号とする。
 - 3 本補助金の交付を受けようとする者は、交付申請の際、仕入控除税額が明らかでないときは、前条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む補助対象経費の額（以下「仕入控除税額を含む額」という。）を基礎として算定した額で、交付申請することができる。

(補助金の交付決定)

第5条 本補助金の交付決定は、交付申請を受けた日から、原則として20日以内に行うものとする。

2 市長は、前条第3項の規定による申請を受けたときは、第3条第2項の規定にかかわらず、仕入控除税額を含む額を基礎として算定した額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合において、仕入控除税額が明らかになった後、速やかに交付決定に係る本補助金の額(変更された場合は、変更後の額とする。以下「交付決定額」という。)から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(承認を要しない変更)

第6条 規則第9条第1項の市長が別に定める承認を要しない変更とは、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

2 前条第1項の規定は、変更等の承認について準用する。

(着手届の提出)

第7条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号に規定するその他市長が別に定める場合とし、同項に規定する補助事業等着手届の提出を要しないものとする。

(実績報告)

第8条 規則第12条の規定に基づく補助事業等実績報告書は、補助事業の完了又は中止若しくは廃止の日から30日を経過する日又は交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第12条の報告書に添付すべき同条第1号及び第2号に定める書類は、様式第1号及び様式第2号とする。

3 本補助金の交付を受ける者(以下「補助事業者」という。)は、実績報告に当たり、その時点で明らかになっている仕入控除税額(以下「実績報告控除税額」という。)が交付決定額に係る仕入控除税額(以下「交付決定控除税額」という。)を超える場合は、補助対象経費の額からその超える額を控除して報告しなければならない。

4 補助事業者は、実績報告の後に、申告により仕入控除税額が確定した場合において、その額が実績報告控除税額(交付決定控除税額が実績報告控除税額を超えるときは、当該交付決定控除税額)を超えるときは、様式第3号により速やかに市長に報告し、市長の返還命令を受けて、その超える額に対応する額を市に返還しなければならない。

(雑則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、本補助金について必要な事項は、健康子ども部長

が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年1月31日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

別表（第3条関係）

1 補助対象事業	2 補助対象経費	3 補助率
食品衛生責任者講習会開催事業	責任者講習会会場借上料 (手話通訳派遣費用を含む。)	10分の10
食品衛生指導員活動推進事業	食品衛生指導員研修会資料代	2分の1
	食品衛生指導員運営委員会会場借上料	10分の10
	巡回指導費	2分の1
	消費者懇談会費	2分の1
	広報活動費	2分の1
食品衛生大会開催事業	食品衛生大会式典・表彰会場費	2分の1